

諸塚村産後ケア事業実施要綱

(令和8年4月1日要綱第3号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（平成17年8月23日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、母子の心身の安定及び育児不安の解消を図り、出産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として実施する産後ケア事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、諸塚村とする。ただし、前条の目的を達成するために事業について適切な事業運営が確保できると認められる場合は、医療機関、助産所等（以下「事業所」という。）に委託することができるものとする。

2 前項で定める事業所は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 事業に従事する助産師、保健師又は看護師（以下「助産師等」という。）を配置することができること（宿泊型の事業を実施する場合は、助産師等を24時間体制で1人以上常駐することができること。）。

(2) 事業を安全かつ適切に実施することができる施設が整備されていること。

(3) 第4条に規定する事業内容を提供できること。

(4) 事業の実施に関し村と連携及び調整を行うことができること。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、諸塚村内に住所を有する産後1年未満の産婦及び乳児であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、疾病、負傷、障がいその他の理由により病院その他の施設への入院又は入所を必要とする者は除くものとする。

(1) 産後に心身の不調、育児不安等がある者

(2) 家族等から家事又は育児の支援を十分に得られない者

2 前項の規定にかかわらず、村長が必要と認める場合は、対象者とすることができる。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次の各号に掲げる利用型に応じて、当該各号に定める内容とする。

(1) 宿泊型 第2条の規定により委託を受けた事業所に対象者を宿泊させ、食事の提供、保健指導等を行う事業

(2) 日帰り型 日中において、事業所が開設する場所で保健指導等を行う事業

2 前項各号に規定する保健指導等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 産婦の母体管理や生活面の助言及び指導

(2) 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）

- (3) 育児手技についての具体的な助言及び指導
 - (4) 産婦の心理的ケア及び心身の休息
 - (5) 乳児の出生後の経過及び発育状態の観察
 - (6) その他必要とする保健指導や相談
- (利用回数等)

第5条 事業の利用回数は、1回の出産につき、宿泊型にあつては5泊まで、日帰り型にあつては5回まで、1回の利用時間は、宿泊型にあつては概ね24時間、日帰り型にあつては3時間以内とする。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、諸塚村産後ケア事業利用申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

(利用の承認等)

第7条 村長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、その旨を諸塚村産後ケア事業利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとし、利用承認の通知を受けた者は、産後ケア事業利用券（様式第3号）の発行を受けるものとする。

2 村長は、事業の利用を承認したときは、諸塚村産後ケア事業実施依頼書（様式第4号）により速やかに委託する事業所に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 申請者が申請内容の変更又は中止をする場合は、利用日の前日までに、諸塚村産後ケア事業利用変更（中止）承認申請書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出があつたときは、諸塚村産後ケア事業利用変更（中止）承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知しなければならない。

3 村長は、第1項の申請書の提出があつたときは、諸塚村産後ケア事業利用変更（中止）依頼書（様式第7号）により、委託する事業所に通知するものとする。

(自己負担金)

第9条 事業を利用する者（以下「利用者」という。）は、事業の利用に要した費用の1割を負担（以下「自己負担金」という。）するものとし、残り9割を諸塚村が負担するものとする。またその額は、別表のとおりとする。

2 利用者は、前項の自己負担金を、利用した事業所に直接支払うものとする。

(実施結果等の報告)

第10条 事業所は、事業終了後速やかに諸塚村産後ケア事業実施報告書（様式第8号）を作成し、産後ケア事業利用券を添付の上、村長に提出するものとする。

2 事業所は、事業終了後も継続的に支援が必要な利用者について、村と情報交換を行う等、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、事業の実施に際して、事故が生じた場合その他事業の実施に支障を及ぼすおそれがある事態が生じた場合には、速やかにその旨を村長に報告

しなければならない。

(委託料の請求)

第11条 事業所は、事業の利用の実績があった当月分の委託料について、その翌月末までに、諸塚村産後ケア事業委託料請求書(様式第9号)を村長に提出することによって請求するものとする。

(委託料の支払)

第12条 村長は、前条の規定に基づき委託料の請求を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたものについて、第9条の規定により利用者が支払うべき自己負担金を減じて得られる額を、委託料として事業者を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、村長から提供された利用者の個人情報の保管及び利用に関して次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の漏洩の防止に十分配慮すること。
- (2) 事業の実施以外の目的に個人情報を利用しないこと。
- (3) 個人情報を第三者に提供しないこと。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表(業務委託料・自己負担額)

事業所	事業内容	1回(泊)あたり単価(円)	自己負担額	村負担額
病院	宿泊型	25,000円	2,500円	22,500円
	日帰り型	6,000円	600円	5,400円
産婦人科医院	宿泊型	20,000円	2,000円	18,000円
	日帰り型	6,000円	600円	5,400円
助産院	日帰り型	6,000円	600円	5,400円